

○ 労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「略」 2 「略」 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇六 略」 六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項 イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA－CVA、完全なBA－CVA、限定的なBA－CVA又は簡便法）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要 ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。） ハ SA－CVA採用金庫にあっては、次に掲げる事項	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一〇六 同上」 「号を加える。」

-
- (1) CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）
- (2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告状況、CVAエクスポートジャーナル検証部署の関与状況並びに内部監査部署の関与状況を含む。）

〔七〇九 略〕

4

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

〔一〇八 略〕

二 CVAリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち金庫が使用する次に掲げる手法ごとの額

- (1) SA-CVA
- (2) 完全なBA-CVA
- (3) 限定的なBA-CVA
- (4) 簡便法

ホト 〔略〕

〔二〇五 略〕

五の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ BA-CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する金庫にあつては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 完全なBA-CVA 自己資本比率告示第二百四十六条の三の三に定める $K_{reduced}$ 及び K_{hedged} におけるそれぞれCVAリスク相当額を八パーセントで除して得

〔七〇九 同上〕

4

〔同上〕

- 一 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

〔号の細分を加える。〕

二〇五 〔同上〕

〔二〇五 同上〕

〔号を加える。〕

た額並びにこれらの合計額	(2) 限定的なB A－C V A 自己資本比率告示第二百四十六條の三の四の規定により算出する第二百四十六條の三の三に定める「 <i>reduced</i> 」の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額及び限定的なB A－C V Aにより算出したC V Aリスク相当額を八パーセントで除して得た額 ロ S A－C V A採用金庫にあつては、自己資本比率告示第二百四十六條の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したC V Aリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにS A－C V Aの対象となる取引相手方の先数	
5 「六〇八 略」	(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項) 第三條 「略」	
2 「略」 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇七 略」		七の二 C V Aリスクに関する次に掲げる事項 イ C V Aリスク相当額の算出に使用する手法（S A－C V A、完全なB A－C V A、限定的なB A－C V A又は簡便法）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

5 「同上」	(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項) 第三條 「同上」	
2 「同上」 3 「同上」 「一〇七 同上」 「号を加える。」		

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。）	ハ SA CVA採用金庫にあつては、次に掲げる事項 (1) CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。） (2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告状況、CVAエクスポートジャーナル検証部署の関与状況並びに内部監査部署の関与状況を含む。）	4 「八〇十 略」 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。	一 「略」 二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	「イ〇ハ 略」 ニ CVAリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち金庫が使用する次に掲げる手法ごとの額	(1) SA CVA (2) 完全なBA CVA (3) 限定的なBA CVA (4) 簡便法	ホ〇ト 「略」	「三〇六 略」 六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項
--	---	---	---	--	---	----------------	---

「八〇十 同上」	4 「同上」	一 「同上」	二 「同上」	「イ〇ハ 同上」 「号の細分を加える。」	「三〇六 同上」	「三〇六 同上」	「号を加える。」
-----------------	---------------	---------------	---------------	------------------------------------	-----------------	-----------------	-----------------

「七〇九 略」

イ B A | C V A を用いて C V A リスク相当額を算出する金庫にあつては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 完全な B A | C V A 自己資本比率告示第二百四十六條の三の三に定める $K_{reduced}$ 及び K_{hedged} におけるそれぞれの C V A リスク相当額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

(2) 限定的な B A | C V A 自己資本比率告示第二百四十六條の三の四の規定により算出する自己資本比率告示第二百四十六條の三の三に定める $K_{reduced}$ の算式中における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的な B A | C V A により算出した C V A リスク相当額を八パーセントで除して得た額

ロ S A | C V A 採用金庫にあつては、自己資本比率告示第二百四十六條の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに S A | C V A で算出した C V A リスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びに S A | C V A の対象となる取引相手方の先数

「七〇九 同上」